

平成 21 年 4 月 1 日
新日本製鐵株式会社

役員報酬の一部返上等に関するお知らせ

今般、弊社は足下の厳しい状況に鑑み、役員報酬の一部返上と臨時休業の実施を決定致しましたので、お知らせいたします。

1. 役員報酬の一部返上（全取締役、監査役、執行役員対象）

平成 21 年 4 月以降、 16%（対現行、年率）

注：当社においては、平成 16 年 7 月以降、経常利益等の業績に連動して役員報酬を決定する方式を導入しており、毎年 6 月末に、前年度の当社業績に連動して報酬を改訂し、その年の 7 月分から翌年 6 月分の報酬を決定しております。

このルールによれば、次の役員報酬の改訂時期は本年 6 月末となりますが、足下の弊社を取り巻く厳しい経営環境に鑑み、役員との申し合わせにより「平成 20 年度業績予想」の数値を適用して、本年 4 月から 6 月までの 3 ヶ月分の役員報酬の一部返上を決定致しました。

なお、平成 21 年 7 月以降の役員報酬につきましては、平成 20 年度決算の実績値により、業績連動方式等に基づき、平成 21 年 6 月末に改めて改訂する予定であります。

2. 臨時休業の実施

4 月から室蘭製鐵所、釜石製鐵所、堺製鐵所、東京製造所、光鋼管部で 1~2 日/月・人の規模での実施を予定。（生産状況等によっては、今後さらに実施箇所が拡大する可能性もあります）

弊社と致しましてはこの未曾有の危機に全社一体となって取り組んで参ります。

以 上

問い合わせ先：総務部広報センター TEL 03-3275-5021 ~ 3